

平成29年1月26日

指定介護予防訪問介護事業者  
指定介護予防通所介護事業者 御中

河内長野市保健福祉部いきいき高齢・福祉課長

## 介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請について

(平成27年4月1日以降に指定を受けた、河内長野市外で南河内広域圏域外の事業者用)

平素は当市介護保険行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市においては平成29年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施します。

これにあたり、平成27年3月31日までに指定を受けた介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所については総合事業の指定を受けたものとみなす措置（以下「みなし指定」という。）が国により自動的に取られましたが、一方平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所についてはこのみなし指定を受けていない状態です。そのため、**平成29年4月1日以降に総合事業サービスを提供する場合は総合事業の新規指定申請が必要となります。**

なお、総合事業の指定の効力は、指定を受けた市町村のみとなり、事業所所在地市町村以外の被保険者を受け入れている場合、その所在地市町村以外の市町村ごとに指定を受ける必要がありますので、現在河内長野市の被保険者を受け入れている場合は下記により申請してください。

### 記

#### 1. 申請の対象となる事業所

**平成27年4月1日以降に指定を受けた（みなし指定を受けていない）、河内長野市外に所在する指定介護予防訪問介護・指定介護予防通所介護事業所**

#### 2. 申請書類

①様式第1号 河内長野市介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者 指定申請書

②事業所の所在する市町村の指定権者へ、新規指定申請時に提出した全ての書類の写し

※河内長野市いきいき高齢・福祉課ウェブサイトの指定申請ページにある、申請用添付様式の必要書類一覧表を参照にしてください。なお、更新・変更をして、新規申請時と状態が変わっている場合は最新の状態の書類を提出してください。

③事業所の所在する市町村の指定権者が発行した、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る指定書（更新を行っている場合は直近のもの）の写し

④誓約書（参考様式9）

※①・④については、河内長野市いきいき高齢・福祉課ウェブサイトの指定申請ページからダウンロードしてください。

### 3. 申請方法、申請先及び申請期限

**郵送**により提出してください。

〒586-8501 大阪府河内長野市原町1-1-1

河内長野市いきいき高齢・福祉課 高齢者支援係 あて

申請期限：平成29年2月17日（金）

※提出書類に不備等ありましたらご連絡いたします。その際再度の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 4. 備考

①この申請で指定を受けることができるのは、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に**相当する**サービス（いわゆる現行相当サービス）を、現在指定を受けている介護予防訪問介護・介護予防通所介護の所在地事業所で行う場合のみです。サービスA事業（緩和した基準によるサービス）の指定を希望される場合は、事前に当課へ申請手続き等のご確認をお願いします。

②今年度のこの申請に係る**申請手数料は不要**です

③このお知らせは、**平成29年4月1日付けの指定に係る申請**となっています。

指定日は毎月1日付けで指定しますので、5月1日以降の指定を希望される事業者は今後いきいき高齢・福祉課のウェブサイトで掲載する指定手続きに沿って申請してください。